

令和5年11月20日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会



付議事項（10件）

- 議第52号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第53号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第54号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第55号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第56号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第57号 草津市教育委員会の所管に属する職員の出向につき議決を求めることについて
- 議第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第59号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第60号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第61号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

議第52号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



議第53号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也





議第54号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、所管に属する職員へ発令するに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員への発令について

草津市教育委員会の所管に属する職員に併任を免ずるに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

- 1 発令する者  
教員 佐保田 凜子
- 2 辞令  
草津市立幼稚園教員の併任を免ずる
- 3 発令日  
令和5年10月31日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title.

Second block of faint, illegible text in the upper middle section.

Third block of faint, illegible text, appearing as a separate line or short paragraph.

議第55号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



議第56号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。



草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動について

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

1 内容

新 任	旧 任	氏 名
○課長補佐級 都市計画部公共建築課課長補佐兼教育委員会事務局教育総務課副参事	都市計画部公共建築課課長補佐	植西 宏晃
都市計画部公共建築課課長補佐兼設備係長兼環境経済部資源循環推進課副参事兼クリーンセンター副参事兼教育委員会事務局教育総務課副参事	都市計画部公共建築課課長補佐兼設備係長兼環境経済部資源循環推進課副参事兼クリーンセンター副参事	鈴木 祐平
○主査級 都市計画部公共建築課主査兼教育委員会事務局教育総務課主査	都市計画部公共建築課主査	寺村 匡弘
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室主査	教育委員会事務局教育総務課主査	松田 紗知

2 発令日 令和5年11月15日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



議第57号

草津市教育委員会の所管に属する職員の出向につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会の所管に属する職員の出向について  
草津市教育委員会の所管に属する職員に出向を発令するにつき、本委員会の議決を求  
める。

記

- 1 発令する者  
職員 増田 剛
- 2 辞令  
草津市長部局へ出向
- 3 発令日  
令和5年11月24日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

議第58号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



議第59号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也





議第60号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



議第61号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月20日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

